

## ■ 児童館ホール ■

児童館ホールは、児童青少年に豊かな文化活動などの集会の場として提供し、平日・土曜日・日曜日・祝日等で児童青少年が使用しない時間帯については、市民の方に利用していただき、児童青少年の健全育成と市民の文化向上を図ることを目的とした施設です。

### ・施設の概要

舞台 : 間口 7.2m・奥行 4.9m・高さ 3.4m

楽屋 : 1室 30m<sup>2</sup>

客席 : 定員 120人

(6ページの概略図, 7ページの舞台平面図をご参照ください)

### ・ご利用について

利用できる方 : 調布市在住の方

利用時間 : 午前9時～午後9時30分(準備・後片付けの時間も含む)

休館日 : 毎週月曜日と12月28日～1月4日

ただし、月曜日が祝日にあたる場合は、翌火曜日が休館日となります。月曜日・火曜日が祝日にあたる場合は、翌水曜日が休館日となります。

受付場所 : ①調布市立つつじヶ丘児童館内ホール事務所

住所:調布市西つつじヶ丘 3-19-1

電話:042-482-4873

(休館日を除く)

②調布市子ども生活部児童青少年課(調布市役所3階)

住所:調布市小島町 2-35-1

電話:042-481-7551

時間帯:午前9時～午後5時15分

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

禁止事項 : ①ホール及び敷地内は「禁煙」です。

②車両(オートバイを含む)でのご利用・ご来場はお断りします。ただし楽器等の搬入・搬出のための車両は、最大で3台まで許可します。

③客席での飲食はお断りしております。飲食は、楽屋又はロビーにてお願いします。

ゴミ等お持ち込みになったものは、必ずお持ち帰りください。

④スポーツ施設としての利用はできません。

## ■ご利用の手続き

### ・ホール使用申込み

受付開始日 : 使用する日の属する月の3ヶ月前の初日(以下、開始日という)午前9時から受け付けます。ただし、開始日が土曜日・日曜日・祝日・年始休館日にあたる際は、その翌日が開始日となります。

【例】 使用する日が平成28年12月9日(金)

→開始日は平成28年9月1日(木)です。

※申込みは先着順です。開始日の9時から児童館ホールにて抽選会を行います。

希望される使用日・時間区分が他の方と重複した場合は、その場で抽選をさせていただきます。

なお、抽選会終了後、空き区分に関しては随時使用申込みを受付いたします。

※お電話での予約は受け付けておりません。

受付終了日 : 使用日の7日前まで随時受け付けます。ただし、使用する日の7日前が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は、その前日に申込みをしてください。

連続使用日数 : 最大3日までとなります。

基本使用料 : 基本使用料は申込みの際にお支払いただきます。(金額は5ページを参照)

### ・付帯設備の使用

使用料 : ホール使用の際に、「午前」「午後」「夜間」の区分ごとに、付帯設備使用料をお支払いただきます(金額は5ページを参照)(使用する付帯設備が予め決まっているときは、それらの使用料について、使用申込時に支払うことができます)。

支払場所 : ご利用当日に、児童館ホール事務所にてお支払ください。

### ・ホール使用の取消し

還付金額 : ホールの使用を開始する7日前までに申し出たとき。  
→全額還付されます。  
ホールの使用を開始する3日前までに申し出たとき。  
→50%還付されます。

持参物 : ①使用申込時にお渡しした「使用承認書」。  
②預金通帳等、使用申請者の金融機関口座番号の分かるもの。  
※口座は、使用申請者名義の口座に限ります。  
③御印鑑。

## ■ご利用に際しての注意事項

### ・事前打合せ

ご利用日の2週間前までに、児童館ホール事務所にて、タイムスケジュール及び舞台・照明・音響等の打合せを行ってください(詳しくは4ページをご覧ください)。

### ・会場責任者等の確保

会場責任者と避難誘導員を配置してください。また、火災、停電、盗難、その他の事故により、使用者・出演者・参加者・観客者等に事故が生じた場合、当ホールに重大な過失がない限り、その責任は負いかねますので、ご了承ください。

### ・その他の注意事項

- ①使用当日、使用承認書をホール担当に提示してください。
- ②ホール使用の権利を譲渡したり転貸したりすることはできません。
- ③使用時間を厳守するとともに、使用後は使用する前と同じ状態に戻してください。
- ④施設の収容定員を超過しないようにしてください。(定員は120名です)
- ⑤火気(裸火・スモークマシーンなどの危険部品)を使用する場合は、消防署に必ず届出をしてください。
- ⑥許可なくホールおよび敷地内に貼紙等を掲示しないでください。
- ⑦施設、付帯設備等を破損または消滅した場合は、修繕費等をご負担いただきます。
- ⑧調布市児童館条例、同施行規則、その他職員ならびにホール担当の指示を守るようお願いいたします。
- ⑨災害時には児童館ホール担当及びつつじヶ丘児童館職員の指示に従って速やかに避難をお願いいたします。

### ・使用の取消し

次の場合は、使用の取消しをすることかあります。

- ①使用の目的に違反したとき。
- ②調布市児童館条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- ③災害その他の事故により児童館が使用できなくなったとき。
- ④選挙の投票所、期日前投票所、それらの準備のために使用することになったとき。

### ・使用の制限

次の場合は、使用を承認できません。

- ①公益を害して、風俗を乱す恐れがあるとき。
- ②施設・付帯設備または資料を損傷する恐れがあるとき。
- ③管理上、支障があるとき。

## ■ホール担当者との事前打ち合わせ

### ・ホール担当者との事前打合せ

「ピアノ発表会」「カラオケ大会」「講演会」等、舞台・照明・音響設備をご使用になる催物(リハーサルを含む)につきましては、「事前打合せ」をお願いします。ホール担当は、ご利用当日打合せした内容に基づいて舞台・照明・音響などの準備をし、オペレートをいたします。

### ・使用時間について

①準備から後片付けまでを含みます。ホールご利用時間にあわせての入館、退館をお守りください。

②簡単な催物につきましても、準備・片付けにそれぞれ30分を予定してください。

※催物の内容によっては準備・片付けに多くの時間を要する場合がございます。準備・片付けの予定時間にお悩みの場合は、ホール担当にお問い合わせください。

※余裕を持ったタイムスケジュールを組んでいただきますようお願いいたします。

【例】午後5時30分～午後6時	:	準備
【例】午後6時～午後6時30分	:	リハーサル
【例】午後6時30分～午後7時	:	開場
【例】午後7時～午後9時	:	開演～終演
【例】午後9時～午後9時30分	:	片付け・退館

### ・催物の内容について

催物の内容により、ご利用になる付帯設備(舞台・照明・音響など)がことなります。事前打合せの際に、催物の内容・イメージを詳しくお伝えください。

【例】バレエ発表会	:	各作品のイメージ(照明・音響等)
【例】ピアノ発表会	:	他の楽器や歌等の拡声、照明による演出効果
【例】カラオケ大会	:	舞台吊り看板の使用・舞踊等の演目の有・無
【例】講演会	:	舞台吊り看板の使用・アトラクション等の有・無

事前打合せの際にプログラムや進行表をご用意いただくと円滑に打ち合わせを行うことができますのでご持参をお願いします(手書きでも問題ございません)。

なお、打合せ後に変更が生じた場合は、速やかに変更後のものをホール担当者にお渡しください(簡易な変更の場合は当日対応が可能な場合もございますが、対応できかねる場合もございますので、変更が判明次第、提出をお願いいたします)。

### 【持込み機材等の報告と付帯設備について】

舞台上で使用する大道具・垂れ幕・看板等を持ち込む場合は、使用申込み又は事前打合せの際にホール担当にご相談ください。

また、児童館ホールにはご利用の際に有料となる付帯設備もございます(5ページ参照)。催物に合わせて付帯設備の使用についてお気軽にホール担当にご相談ください。

なお、催物の録音を希望される場合は、録音メディア(CD-ROM・MD・カセットテープ等)をご持参ください。